

指標 3.1.2

指標名、ターゲット及びゴール

指標 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産の割合

ターゲット 3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10 万人当たり70 人未満に削減する。

ゴール 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

定義及び根拠

○ 定義

熟練した医療従事者の立ち会いの下での出産の割合とは、救命的な産科医療の提供に当たって、訓練された保健医療従事者が立ち会う分娩の割合をいい、妊娠、分娩及び産褥期における女性への必要な監督、ケア及び助言の提供、分娩の実施、並びに新生児ケアの提供が含まれるものである。

○ 概念

訓練された保健医療従事者 一般的に医師、看護師又は助産師

伝統的な出産立ち会い者は、たとえ短い研修コースを受けていたとしても含まれない。

○ 根拠及び解釈

出産時に訓練された立ち会い者がいることは、母親と新生児の両方にとって、重要な命を救う介入である。この重要な支援を受けられない場合、母親の死や長期的な身体障害を引き起こす可能性があるため、女性の健康及びジェンダーエンパワーメントに悪影響を及ぼす。

出産時に訓練された立ち会い者による立ち会いが不可能な国では、代わりに医療施設での出産（施設内出産）が用いられる。日本では出産時に訓練された立ち会い者による出産数の把握が不可能であるため、代わりに医療施設内での出産を用いる。

データソース及び収集方法

人口動態調査

人口動態統計 上巻（出生）第4.7表

出生の場所別にみた年次別出生数

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

施設内の出生数÷全出生数

○ コメントと限界

自宅・その他の出生には、専門技能者である訪問助産師による自宅での分娩が含まれており、過小評価されている可能性がある。

データの詳細集計

なし

参考

URL: [https://data.unicef.org/topic/maternal-health/delivery-care/#
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040101527](https://data.unicef.org/topic/maternal-health/delivery-care/#https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040101527)

データ提供府省

厚生労働省

関連政策府省

こども家庭庁

厚生労働省

担当国際機関

国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）